

門真市第6次総合計画 策定方針



門真市第6次総合計画策定方針

1. 計画の策定について

本市の総合計画は昭和46年11月に策定され、その後の社会情勢・経済情勢の変化に伴う市民ニーズや課題に対応するため、現在まで5次にわたり計画の見直し等を行い、まちづくりを推進してきた。

平成22年3月に策定した門真市第5次総合計画（以下、第5次総合計画）においては、本市の将来像を「人・まち“元気”体感都市 門真」とし、自律的・持続的に発展することができるよう、協働によるまちづくりの取組みを進めてきた。

この間、人口減少社会の到来、地震やゲリラ豪雨などの自然災害への不安の高まりなど、市民ニーズや自治体に求められる役割等に変化が生じており、これらの社会経済情勢に的確に対応し、10年、20年先を見据えた誇りと愛着が持てるまちづくりを着実に進めるため、新たな指針となる「門真市第6次総合計画（以下、第6次総合計画）」を策定するものである。

なお、第6次総合計画の策定にあたっては、より実効性を高めるため、第5次総合計画の振り返りを行い、これまでの進捗状況と現在の課題を整理した上で、新たな計画の下地とする。

2. 計画策定の基本的な考え方

(1) 総合計画の位置付けについて

第6次総合計画は、総合的かつ計画的に市政の運営を行うための、最上位計画として位置づけ、各種施策の実施や計画策定等においては、第6次総合計画との整合を図るものとする。

(2) 総合計画に係る条例の制定及び議決について

平成23年に地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第4項が改正され、基本構想の策定義務及び議決義務はなくなったものの、市のめざすべき姿や方向性を明確にした総合計画の必要性を鑑み、かつ、市と市議会が一体的に行政サービスを推進するため、総合計画策定に関する必要な事項を定める（仮称）門真市総合計画条例を制定し、当該条例に基づき、基本構想について議会の議決を行う。

(3) 市民や事業者等との協働について

地域の特性や強みを活かした誇りと愛着の持てるまちづくりをさまざまな主体とともに、協働で進めていくため、市民や事業者等のニーズや実感に基づく課題を把握する機会を設け、これを的確かつ適切に反映した計画とし、今後のまちの将来像を共有する。

(4) 健全な行財政運営の確保について

急激な人口減少に伴う税収や地方交付税等の歳入の減少が、本市の行財政運営に多大な影響を及ぼしている現状においては、限られた財源を必要な施策に最適配分することが求められるため、総合計画に財政面で自律する仕組みを取り入れることにより、持続可能で安定した行財政運営が担保できる機能を持たせ、総合計画の実行性を確保する。

具体的には、総合計画期間における財政状況の見通しを明らかにするため、財政計画を策定し、財源の根拠を持った総合計画を策定する。

(総合計画と財政計画のリンク)

(5) 総合戦略との関係性について

平成27年10月に策定した「門真市まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、第5次総合計画と同時期となる平成32年3月に計画の終期を迎えるが、計画終了後について、今後の国の動向も注視しつつ、本市においては、地方創生の趣旨及び内容を包含した総合計画とする。

(6) 指標の設定について

計画の進捗管理を行うため、引き続き指標の設定を行う。

具体的な指標の設定にあたっては、現在の第5次総合計画における「達成度を測る指標」や「幸福度指標」、「門真市まち・ひと・しごと創生総合戦略における数値目標及びKPI（重要業績評価指標）」の考え方を整理する。

また、国や他団体の近年の傾向を掴むとともに、既に各種計画において設定している指標とも整合を図りつつ、分かりやすく、実効性の高い指標の設定をめざす。

3. 計画の構成及び期間

第6次総合計画においては、計画期間を10年間とし、社会情勢の変化や市長任期等を考慮し、必要に応じて柔軟に基本計画の見直しを行う。

(1) 構成

計画の構成は、基本構想、基本計画、実施計画をもって構成する。

(2) 計画期間

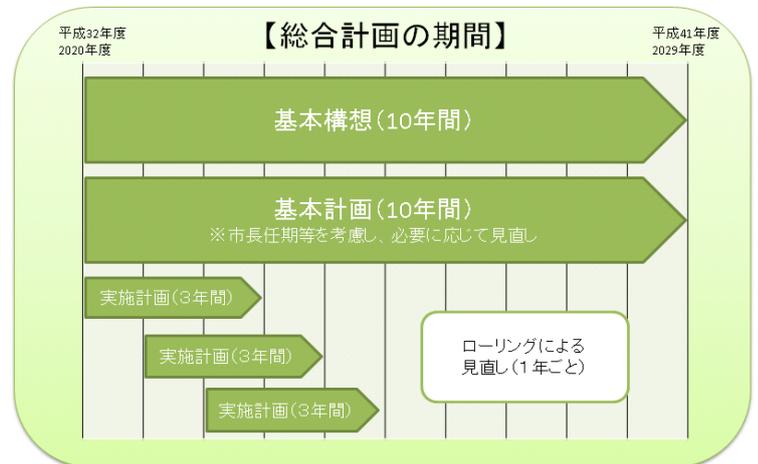
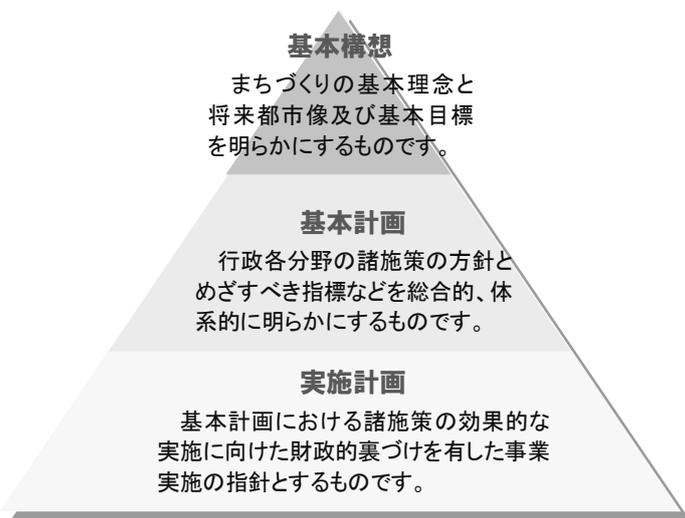
①基本構想 10年間（平成32年度から平成41年度）

②基本計画 10年間（平成32年度から平成41年度）

※ ただし、随時、諸情勢の変化を見通しながら市長任期等を考慮し、必要に応じて、見直しを行う。

③実施計画 3年間（1年ごとのローリング方式）

【総合計画の構成イメージ】



4. 計画の策定体制

(1) 庁内体制

○門真市総合計画策定委員会の設置

副市長を正副委員長とし、教育長、上下水道事業管理者、統括理事、教育次長及び各部局長により構成する。また、必要に応じて、委員長の指名する委員を持って専門部会を組織し、下部組織としてワーキンググループを置くことが出来ることとする。

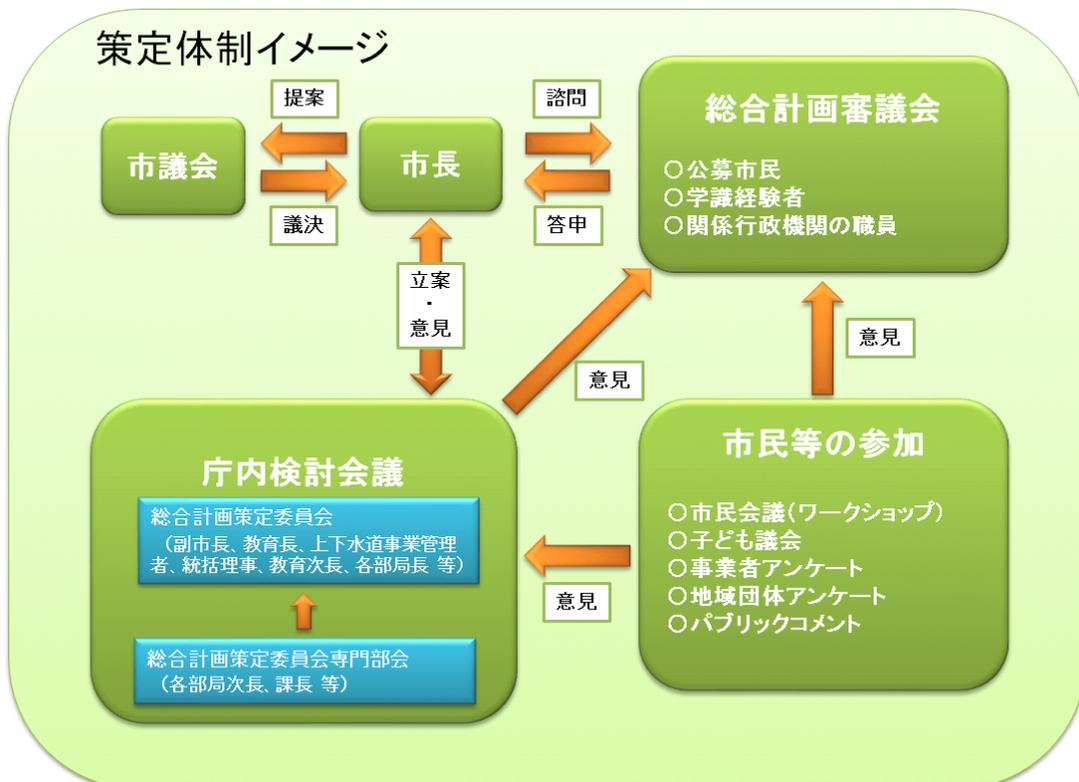
(2) 市民の参画方法

- ①総合計画審議会の市民委員としての参画
- ②市民会議の設置（公募市民によるワークショップ等）
- ③子ども議会の開催
- ④事業者アンケートの実施
- ⑤地域団体アンケートの実施
- ⑥パブリックコメントの実施

など

(3) 総合計画審議会の設置

公募市民、学識経験者、関係行政機関の職員で構成される附属機関を設置する。



5. 計画策定期間

第5次総合計画の計画期間が、平成31年度末をもって終了するため、第6次総合計画の策定期間は、平成32年3月末日までとする。

ただし、基本構想については、(仮称)門真市総合計画条例に基づき、議会の議決を行うため、所定の手続きをふまえる。

6. 計画の策定支援業務受託者選定方法

第6次総合計画策定業務に係る支援については、専門的知識を有する民間事業者に委託することとする。

選定方法については、第6次総合計画が今後の市政運営を支える重要な指針となることを鑑み、価格より業務の質を優先し、加えて、より専門性の高い提案を求めるため、プロポーザル方式によって選定する。

7. 計画策定のスケジュール (案)

第6次総合計画策定業務の支援については、プロポーザル方式を採用し、事業者からの提案を求めるため、策定手順は業者からの提案内容を活用する。
(参考：「門真市第6次総合計画」策定フロー図 (案))

「門真市第6次総合計画」策定フロー図(案)

業務内容	平成29年度									平成30年度									平成31年度														
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
策定準備																																	
策定方針の策定	●																																
(仮称)総合計画条例案の作成																																	
策定支援業務受託者選定																																	
基礎情報の把握と分析																																	
第5次総合計画振り返り																																	
各種分析・人口推計																																	
市民意識調査アンケート																																	
市民会議(ワーキング等)																																	
事業所・地域団体アンケート																																	
本編編集																																	
記載すべき事項の整理																																	
基本構想の作成																																	
基本計画の作成																																	
各種会議等																																	
総合計画審議会																																	
総合計画策定委員会																																	
庁議																																	
議会																																	
(仮称)総合計画条例の制定																																	
基本構想の議決																																	
その他																																	
パブリックコメント																																	
印刷・製本作業																																	

